

# 始動用鉛蓄電池を使用する機器—設計に関する技術指針 (SBA G 0102)

## Machinery Used with Lead Acid Starter Batteries— Technical Guidance for Design

水野 隆司 \*  
Takashi Mizuno

2011年2月21日付けでSBA G 0102:2011 (始動用鉛蓄電池を使用する機器—設計に関する技術指針) が改正されたので、その改正の趣旨と概要について以下に解説する。

### 1. 今回改正の趣旨

この指針は、改正されてから5年が経過し、JIS Z 8051:2004、JIS Z 8301:2008、SBA G 0401:2009に従うと共に、関連する規格であるJIS D 5301:2006、SBA G 0101:2006との整合を図った。また、市場での不具合及び事故防止に向けた啓発のため、今回の改正を行い、不適切な表現、分かりにくい表現を改め、内容の充実を図った。

### 2. 改正概要

#### 2.1 機器設計に関する制限及び禁止事項

従来は“安全指針”と記載していた項目を“機器設計に関する制限及び禁止事項”に変更した。蓄電池の爆発が人身事故、物的損害につながる点、電解液によって機器焼損の原因となる点を追記した。蓄電池が劣化する点、適正な使用期間の後に新品と交換する必要がある点を追加した。小項目による分類を見直し、従来の“使用条件の制限”と“条件を超える使用禁止”をまとめて“使用条件に関する制限・禁止”とした。また、“設置方法に関する制限・禁止”は、蓄電池の固定、接続などの方法についての記載とし、蓄電池が設置される場所に関する内容は“使用環境に関する制限・禁止”に記載した。従来の項

目“その他”に記載していた清掃時の禁止事項は機器設計の事項ではないため、削除した。

#### 2.2 用途の制限

項目として、“用途の制限”を追加した。従来の序文に記載されていた用途に関する記述を見直し、この項目に記載した。

#### 2.3 使用環境に関する制限・禁止

従来は“機器使用環境の制限”と記載していた項目を“使用環境の制限・禁止”に変更した。“換気”という表現を“通気”に変更した。“電解液面”を“電解液量”に、“最低液面線”を“規定量”に変更した。“火災”という表現を“機器焼損”に変更した。

#### 2.4 使用条件に関する制限・禁止

従来は“使用条件の制限”と記載していた項目を“使用条件に関する制限・禁止”に変更した。“充電回路”、“制御回路”という用語を“充電装置”に変更した。2個以上の蓄電池を直列または並列で使用する場合の事項を追加した。

#### 2.5 設置方法に関する制限・禁止

蓄電池を固定する取付台として“平面でない取付台”、“変形のおそれがある取付台”の禁止を追加した。端子への過大な力をかけることの禁止を追加した。接続ケーブルの許容電流に関する事項を追加した。

#### 2.6 取扱い上の注意事項の機器への記載要請

従来は「安全上のお願い」の記載要請と記載していた項目を“取扱い上の注意事項の機器への記載要請”に変更した。注意事項を記載する対象を明確

\* 自動車生産統括部 技術部

にするため、“機器本体及び機器の取扱説明書に”を追記した。

### 3. 審議中に特に問題となった事項

JIS Z 8051:2004 (安全側面－規格への導入指針)に従って、指針の名称及び本文中の用語“安全”の使い方を見直し、適切な表現に改めた。